

令和6年度
第5回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和6年8月23日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和6年度第5回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和6年8月15日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和6年8月23日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和6年 8月23日 13時00分			議 長	立 柳 優
	閉 会	令和6年 8月23日 13時36分			議 長	立 柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 18名 欠 席 1名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	1	竹 田 憲 治	○	11	中 村 一 彦	○
	2	田 村 昭 雄	○	12	竹 田 和 夫	○
	3	阿 部 正 光	○	13	工 藤 嘉 充	○
	4	菊 田 健 生	○	14	古 川 美枝子	○
	5	熊 澤 威 人	○	15	向久保 勉	○
	6	小山田 和 義	○	16	山 本 範 夫	○
	7	國 司 功	○	17	大 森 直 子	○
	8	松 村 勝 彦	○	18	三 浦 美恵子	○
	9	吉 田 晃	▲	19	立 柳 優	○
	10	高 橋 栄 光	○			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 2 番	田村 昭雄	議席番号 3 番	阿部 正光
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	工 藤 紀 之		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 查		
	農地調整係主任	畑 肇		
	農地調整係主事	恩 賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（工藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号9番吉田晃委員、所用のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中18名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和6年度八幡平市農業委員会第5回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、2番 田村昭雄 委員、3番 阿部正光 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第6回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第6回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、4項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和6年8月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和6年度第5回総会について

以上、2項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、9月10日午前9時30分に決定となりました。

2項目め。令和6年9月以降の現地調査編成の方針について

内容について協議を行ったところ、6ページの中ほどに記載した通りとなりましたが、改めて本日の委員合同会議の協議事項1項目めで事務局より説明を行う事としております。

3項目め。第4回農業委員会研修会の開催について

内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなりました。

この運営委員会で決定された内容を新しい体制に引き継ぐこととし、新しい体制で開催する第8回運営委員会で、改めて事務局より説明を行うこととしています。

4項目め。令和6年度先進地視察研修の実施について

内容について協議を行ったところ、このページの下側に記載した通りとなりましたが、同じく本日の委員合同会議の報告・連絡事項7項目めで事務局より説明を行う事としております。

次のページの左上、5情報提供等となります。

立柳会長から2件の情報提供が行われました。

次に事務局から1件の最終確認を行いました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和6年度第6回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和6年8月23日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第6回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の9ページをご覧ください。

令和6年7月25日から令和6年8月23日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番からかた括弧7番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧8番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は8月19日の月曜日でございまして、15件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の1番委員竹田憲治委員、農業委員の14番委員古川美枝子委員、推進委員の

西根南地区の8番委員高橋秀美委員、推進委員の西根北地区の6番委員津志田明夫委員の4名でございます。また、事務局からは工藤事務局長と恩賀主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和6年7月16日から令和6年8月15日までの間で、あっせんの申出は2件となっております。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は4件ございます。

申請番号1：西根寺田第13地割37-4、畑、273平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が保全管理をしており、権利設定後は野菜を作付予定です。

申請番号2：松尾寄木第35地割85-1、畑、1,594平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が委託して保全管理をしており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号3：帷子第16地割57-51、畑、1,841平方メートルです。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が委託して保全管理をしており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号4：松尾寄木第1地割572-3、畑、760平方メートルです。贈与による所有権の移転で

す。申請地は今まで譲渡人が委託して保全管理をしており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請筆別明細は2ページのとおりです。併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を記載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号1番 竹田憲治 委員に願います。

1番（竹田委員）

1番 竹田憲治です。

申請番号1番ですが、位置は、寺田小学校から南東へ約500mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、松尾中学校から南西へ約600mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、寺田小学校から南東へ約3,000mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号4番ですが、位置は、柏台小学校から南へ約1,100mの地点です。現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の4ページをご覧ください。今月の申請は1件です。

関係資料2ページにあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：田の沢167-3、畑、512㎡を含む4筆2,313㎡です。転用の目的は、使用貸借設定による風力発電所設置計画地における土質調査です。申請地の農地区分は、第1種農地。例外規定は一時転用による申請で、契約期間は1年4か月を予定しており、完了後は原状復旧するものです。なお、本申請は、先月7月総会で事業開始時期の変更を理由に取下げをした風力発電所設置案件にかかわるもので、令和3年8月に一度許可を受けて同様の土質調査を行いました。風力発電所設置時期が先延ばしとなったことから、計画地の土質についても再調査を行うものです。風力発電所設置に係る転用申請自体は、八幡平市と二戸市の2市にまたがる農林水産大臣への協議を要する案件であることから関係者で協議を行い、来月以降の申請を予定しております。

今回申請は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号1番 竹田憲治 委員にお願いします。

1番（竹田委員）

1番の竹田憲治です。

申請番号1番ですが、位置は安代インターチェンジから北西へ約5.5kmの地点です。現況は、保全されておりました。

今回の農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の6～7ページをご覧ください。今月の申請は6件です。

関係資料2ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：大更第37地割118-28、畑、330㎡です。現況は、原野化しています。申請者は、土地を相続しましたが、県外在住のため農地であることを知らずに昭和50年ころから放置していたということです。

申請番号2：野駄第16地割56-3、畑、394㎡を含む2筆505㎡です。現況は、宅地化しています。申請者は、相続前から住宅敷地の一部となっていたことから昭和20年ころから庭などとして利用していたということです。

申請番号3：松尾寄木第1地割572-9、畑、225㎡です。現況は、宅地化しています。申請者は、相続前から住宅敷地の一部となっていたことから昭和48年ころから物置として利用していたということです。

申請番号4：扇畑155-2、畑、165㎡です。現況は、山林化しています。申請者は、立地条件が悪く、面積が狭小であることから昭和54年ころから放置していたということです。

申請番号5：佐比内3、畑、3,045㎡を含む2筆3,580㎡です。現況は、原野化及び雑種地化し

ています。申請者は、立地条件が悪く、平成7年ころから放置していたということです。

申請番号6：作平28、畑、3,112㎡です。現況は、山林化しています。申請者は、相続前から山林化していたことから平成4年ころから放置していたということです。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号1番 竹田憲治 委員にお願いします。

1番（竹田委員）

1番の竹田憲治です。

申請番号1番ですが、位置は八幡平市総合運動公園から南へ約150mの地点です。現況は、雑草が生い茂り、原野化しておりました。

申請番号2番ですが、位置は松野小学校から南へ約650mの地点です。現況は、住宅敷地の一部として宅地化しておりました。

申請番号3番ですが、位置は柏台小学校から南へ約1.1kmの地点です。現況は、住宅敷地の一部として宅地化しておりました。

申請番号4番ですが、位置はJR赤坂田駅から北東へ約1.1kmの地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号5番ですが、位置はJR兄畑駅から北東へ約3kmの地点です。現況は、雑草が生い茂り、原野化及び雑種地化しておりました。

申請番号6番ですが、位置はJR兄畑駅から南へ約3.5kmの地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

いずれの農地も、非農地化されてから20年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の10ページをご覧ください。

今月の申請は12件で、全件新規の申請です。

新規は、賃貸借権設定が6件で、そのうち中間管理機構を通した申請が2件、使用貸借権設定が4件で、そのうち中間管理機構を通した申請が2件です。中間管理機構からの一時貸付に伴う賃貸借権設定が1件で、中間管理機構を通した申請です。所有権移転は3件で、すべて中間管理機構を通した申請です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番～2番は、安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号3番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号4番は、西根北地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での賃貸借権設定です。

申請番号5番～6番は、松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への使用貸借権設定です。

申請番号7番～8番は、松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構からの一時貸付による賃貸借権設定です。

申請番号9番は、西根北地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号10番～12番は、西根北地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の12ページ以降に記載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員

会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まずは、申請番号11番、12番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号5番 熊澤威人 委員の退席を求めます。

(5番 熊澤威人 委員 退席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号11番、12番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号11番、12番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号11番、12番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号5番 熊澤威人 委員の着席を求めます。

(5番 熊澤威人 委員 着席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号11番、12番を除く議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号 11 番、12 番を除く議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 5 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第 5 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の 16 ページをご覧ください。今月の案件は 2 件です。

申請番号 1 は、令和 4 年 6 月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、前権利設定人に農用地利用集積計画により貸し付けられた農地です。

申請番号 2 は、令和 5 年 9 月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、前権利設定人に農用地利用集積計画により貸し付けられた農地です。

今回申請は、申請番号 1 及び 2 とともに、権利設定人つまり耕作者の変更に伴う促進計画案の作成で、計画内容は、現行のと通りの再配分となります。

今回の申請は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まずは、申請番号 2 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 11 番 中村一彦 委員の退席を求めます。

(11 番 中村一彦 委員 退席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号2番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号2番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号2番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号11番 中村一彦 委員の着席を求めます。

（11 番 中村一彦 委員 着席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号2番を除く議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第5号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時36分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第5回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（工藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年9月25日

第8期 会 長 _____

第7期 2番委員 _____

第7期 3番委員 _____

令和 6 年度

第 5 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 6 年 8 月 23 日（金）午後 1 時 00 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 報 告

- （１） 第 6 回運営委員会報告
- （２） 農地法等に関する業務報告

4 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第 3 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

5 閉 会